



道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和元年9月19日付け三芳町地域公共交通会議において、下記事項に関し、
協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

休止路線：⑦鶴瀬駅西口発～北永井経由～ふじみ野駅西口折返し線の一部

【別紙1のとおり】

・ 休止時期：当初11月休止予定であったが、路線変更にかかる道路整備
等の遅れのため、令和2年5月4日とする。

2. 協議が調っている廃止する運行系統又は運送の区間

(1) 鶴瀬駅西口～藤久保信号～グランシア前～中ノ久保～北永井集会所
～東原小学校～ふじみ野駅西口 【別紙2のとおり】

(2) 鶴瀬駅西口～藤久保信号～三芳役場～グランシア前～中ノ久保～
北永井集会所～東原小学校～ふじみ野駅西口 【別紙3のとおり】

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

大人普通運賃 220円

小人（小学生以下） 110円

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

新たな路線、系統へ転換

⑧鶴瀬駅西口～藤久保経由・みずほ台駅折り返し線

令和元年 9月27日

三芳町地域公共交通会議

会長 林 伊佐雄

